

◎復興庁設置法

(平成二十三年二月一六日法律第一二五号)

一、提案理由(平成二十三年二月二日・衆議院東日本大震災復興特別委員会)

○平野国務大臣 復興庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本年六月二十四日に施行されました東日本大震災復興基本法に基づき、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置し、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、提出するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、復興庁の設置、任務、所掌事務について定めております。

復興庁は、内閣に置き、復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としております。

復興庁設置法

また、復興庁は、その任務を達成するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整、復興に関する関係行政機関の経費の見積もりの方針の調整、関係地方公共団体に対する情報の提供、助言その他必要な協力、復興推進計画の認定に関すること、復興交付金の配分計画に関すること等を行うこととしております。

第二に、復興庁の組織について定めております。

復興庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する復興大臣を置くとともに、副大臣一人、大臣政務官三人を置くこととし、各大臣政務官は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画立案及び政務に関し、復興大臣を補佐することとしております。

また、復興庁に、すべての国務大臣等をもって組織する復興推進会議、及び関係地方公共団体の長及びすぐれた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置くこととしております。

さらに、復興庁に、地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県の各県庁所在地に復興局を置くこととしております。

第三に、復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする、その他所

要の措置について定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十三年二月六日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置するものであります。

本案は、去る十一月二十四日、本会議で趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会では、十二月二日、平野東日本大震災復興担当大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました。次いで、昨

五日質疑を行い、本日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の五党派共同提案により修正案が提出されました。

その修正案の内容は、復興庁の所掌事務に、復興に関する行政各部の事業を統括・監理すること及び復興庁が復興に関する事業の予算を一括して要求し、確保することなどの事務を追加すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと、復興庁に、副大臣二人を置くほか、他の府省の副大臣をもって充てられる副大臣を置くことができること、復興庁に、大臣政務官三人を置くこととしていた条項を削除し、他の府省の大臣政務官をもって充てられる大臣政務官を置くことができるとなっております。

次いで、同修正案の提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び修正案について野田内閣総理大臣及び関係大臣並びに修正案提出者に質疑を行い、質疑終了後、みんなの党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決を行った結果、みんなの党提案による修正案は賛成少数をもって否決され、次いで、五党派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年二月六日)

○谷委員 たいま議題となりました復興庁設置法案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、東日本大震災からの復興をより円滑かつ迅速に進めるため、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう権限強化を図る必要があるとの共通認識に立って、本会議及び本委員会などでの与野党の質疑及び御指摘を踏まえるとともに、与野党の真摯な修正協議に基づき、復興庁設置法案について次のような修正を行うものであります。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

第二に、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理することを追加するとともに、東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理すること、必要な予算を一括し

て要求、確保すること、事業をみずから執行し、または関係行政機関に予算を配分すること等を追加することとしております。

第三に、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこととしております。

第四に、復興庁に副大臣二人を置くこととするほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができること等としております。

第五に、復興庁に大臣政務官三人を置くこととしていた条項を削ることとし、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができることとしております。

第六に、復興局における協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定及び内部組織の編成に当たつての配慮に係る規定を新設することとしております。

第七に、附則において、三年経過後の検討規定及び復興の状況を国会に報告する規定を新設することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位におかれては、修正者の思いを受けとめていただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年二月六日)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 法案修正において、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるように権限強化を図った趣旨にかんがみ、復興に関する事業については、基本的に復興庁において、予算要求、予算計上、予算配分などを一元的に行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二 復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならぬ一方、被災地からの強い要望があり、復興庁も被災自治体や被災者と身近に向き合う現場機能が求められていることを十分踏まえた対応をすること。

三 復興の主体である市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援するため、復興局に相応の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理し、責任を持ってワンストップで対応させること。

四 沿岸部に存し、甚大な被害を被った市町村のうち、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置するとともに、支所においては、現地の相談や要望に適切に対応すること。

五 岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域についても、被災自治体に対する支援等を確実に実行できるよう、被災自治体の意見を聞きながら、十分な体制を構築すること。

六 地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、農業者、漁業者、企業、NPO等の多様な主体が協働して行うことが必要であり、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結びつけていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築すること。

七 被災自治体が行う復興計画の策定・実行への助言や被災自治体のニーズへのワンストップ対応等を実現するため、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保すること。また、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること。

八 縦割りを排除し、各府省の持つノウハウ、人材を総合的に活用して、復興局が中心となって迅速かつ円滑に復興を推進していくため、必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任することを検討すること。

九 復興推進委員会の委員の人選に際しては、地域、年齢、性

別などを考慮し、多様な意見を反映できるように検討すると。

十 災害廃棄物の処理、除染及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理が復興の前提であることにかんがみ、住民等への情報提供を的確に行うとともに、専門家の知見及びモデル事業を通じた新たな知見を最大限活用し、速やかに進めることとし、復興庁は、原子力災害対策本部と連携して必要な調整及び事業の推進を図ること。

十一 復興庁設置法成立後、速やかに準備を進め、遅くとも平成二十四年三月十一日までは復興庁を発足させること。

三、参議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十三年二月九日)

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災復興基本法に基づき東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁

復興庁設置法

を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、復興庁の任務を東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けることとする、所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監視する事務、復興に関する事業に關し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理し、当該要望への対応方針を定め、これに基づく当該要望に係る措置を講ずる事務、復興に関する事業のうちから政令で定める事業に必要な予算を一括して要求し、確保し、関係行政機関に配分する事務等を追加すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勸告を尊重しなければならない旨を明記すること、復興庁に置く副大臣を二人にするとともに、大臣政務官は他の府省の大臣政務官が兼ねることができるとすること、附則において、この法律の施行状況の検討規定及び国会への報告規定を設けることを主要内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、野田内閣総理大臣の出席を求めるとともに、平野国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、復興庁の本庁の所在地及び設置時期、復興庁の権限の在り方、被災地の復興に必要な復

復興庁の人材確保、復興庁に係る予算措置、復興局が置かれていない地域における復興庁の対応等でありますが、この詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して十七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三十三年二月八日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について万全を期すべきである。

一、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるように権限強化を図る修正が行われた趣旨に鑑み、復興に関する事業については、基本的に復興庁が、予算の要求、計上、配分などを一元的に行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二、復興に関する事業のうち、復興庁が一括して要求する事業として政令で定めるものの範囲については、関係地方公共団体の要望に的確に答えられるよう、被災地や被災者に直接役立つ事業を幅広く対象とすること。

三、復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならぬ一方、被災自治体から被災地に設置するよう強い要望があるとともに、復興庁に被災地において被災自治体や被災者と身近に向き合う機能が求められていることを十分踏まえて検討すること。

四、復興の主体である市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援するため、復興局に相応の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理させ、責任を持つてワンストップで対応させること。

五、復興局は、市町村の意向を踏まえ、各府省が持つ人材、ノウハウを総合的に活用し、県とも密接に連携して、必要な措置を講じることにより、復興の主体である市町村を強力に支援すること。

六、沿岸部で甚大な被害を被った市町村が所在し、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置し、支所においては、現地の相談や要望に適切に対応すること。

七、復興大臣の勧告権について各府省の尊重義務が明記されたことを踏まえ、復興大臣は、勧告権を背景とした強力な総合調整を行い、縦割りの弊害を打破し、迅速かつ円滑に復興を

推進すること。

八、岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域についても、被災自治体に対する支援等を確実に実行できるよう、被災自治体の意見を聞きながら、十分な体制を構築すること。

九、地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、農業者、漁業者、企業、NPO等の多様な主体が協働して行うことが必要であることから、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結び付けていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築すること。

十、被災自治体が行う復興計画の策定・実行への助言や被災自治体のニーズへのワンストップ対応等を実現するため、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保すること。また、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること。

十一、縦割りを排除し、復興局を中心に迅速かつ円滑に復興を推進していくため、必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任することを検討すること。

十二、復興推進委員会の委員の人選に際しては、地域、年齢、

復興庁設置法

性別などを考慮し、多様な意見を反映できるように検討すること。

十三、復興の前提となる災害廃棄物の処理、除染及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理については、住民等への情報提供を的確に行うとともに、専門家の知見及びモデル事業を通じた新たな知見を最大限活用して速やかに進めることとし、復興庁は、原子力災害対策本部と連携して必要な調整及び事業の推進を図ること。

十四、復興庁設置法成立後、速やかに所要の準備を進め、遅くとも平成二十四年三月十一日までは復興庁を発足させること。

十五、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律等原発事故による被害者の権利を擁護するための法律を遅滞なく執行すること。特に、東京電力株式会社による賠償の遅滞又は不足に対しては、国の仮払いを積極的に検討するとともに、賠償の対象から漏れた者に基金の活用を検討すること。

十六、子供や妊婦への詳細な健康診断等の原発事故による被害者に対する施策を迅速に推進すること。

十七、復興の状況を毎年国会に報告する規定が新設された趣旨に鑑み、復興の状況を国民に周知することを通じて、重要課

復興庁設置法

題である復興を強力に推進すること。
右決議する。